回　覧
2026年11月26日発送
消防本部　予防課
☎電　話　42-3951
お太助フォン　42-3952

林野火災注意報
林野火災警報

発令対象期間　：　1月1日から5月31日まで

火の使用制限

- ☑ 火入れをしないこと
- ☑ 煙火（花火）をしないこと
- ☑ 火遊び、たき火をしないこと
- ☑ 屋外において、燃えやすいものの付近で喫煙しないこと

林野火災注意報
努力義務

林野火災警報
罰則あり

安芸高田市消防本部
予防課　0826－42－3951

１月から５月は、特に空気が乾燥し、時折の風で火が広がりやすく、火災が発生しやすい時期です。

また、火災の主な原因は『たき火』や『火入れ』です。

風の強い日は、『たき火』や『火入れ』は控えてください。



○ たき火などに該当すると考えられる行為（イメージ）









たき火など、屋外で裸火を使用する場合は、消防署に届出が必要です！

『火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出』

を行ってください。

※ この届出は、誤報による出動の防止と、行為者に対して事前に防火に関する指導を行うことが目的です。

焼却行為について、消防が許可をするものではありません。

【届出の方法】
届出は電話又は書面にて安芸高田消防署（☎0826-42-0931）へ届出てください。

届出の様式はこちらから（安芸高田市ホームページ）

たき火などを行う場合は、次のことを守りましょう！



☑ 空気が乾燥し、風の強い日は行わない。
☑ 水バケツ等を用意し、消火の準備を行う。
☑ 火が完全に消えるまで、その場を離れない。

林野火災を防ぐため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。